

平成27年度

重点・主要事業実施計画書

峠南保健福祉事務所

27年度・重点事業

1) 在宅医療・ケアの推進

2) 災害時体制の充実

27年度・主要事業

1) 福祉課 ○管内及び所内の災害体制の充実

○峠南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化

2) 生活保護課 ○就労支援の充実・強化

○訪問調査活動の充実

○生活保護制度の適正な執行（自動車保有の可否）

3) 長寿介護課 ○在宅医療・ケア推進

○介護サービス事業者の指導監督の強化

4) 衛生課 ○食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実

○生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止

○危険ドラッグなど薬物乱用防止対策について

5) 地域保健課 ○在宅医療の推進

○災害時体制の充実

○いのちのセーフティネット体制の推進強化

○感染症の発生予防と初期対応の強化

6) 健康支援課 ○在宅医療推進事業

○生活習慣病予防対策

H27年度 重 点 事 業

担当課

長寿介護課・地域保健課・健康支援課

事 業 名	在宅医療・ケアの推進
経 緯 ・ 課 題	<p>県内で最も高齢化が進む峡南地域では、認知症や介護の必要な人が住み慣れた住宅での生活を継続したいと望んでいても保健・医療・福祉でのサポート体制が十分でないことから、地域住民の在宅療養における支援体制を整備する。</p> <p>＜経緯＞</p> <p>平成21年11月「峡南医療圏地域医療再生計画」を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門4部会を設置した。平成23年4月、峡南在宅医療支援センターを設置し、センター機能として、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットの運用を開始した。</p> <p>平成26年3月地域医療再生計画の終了に伴い、同年4月から峡南在宅医療支援センターは峡南5町が事業主体となり、飯富病院に管理運営を委託し、センター業務を行っている。</p> <p>全町での地域ケア会議の開催に向けて支援するため参画・助言し普及を図った。</p> <p>認知症支援として、医師会による認知症相談窓口、専門医、地域包括等との連携した支援体制づくりに取り組んだ。</p> <p>平成25年度から在宅医療の推進を図るために在宅医療推進事業に取り組み、平成26年には多職種が協議・連携する在宅療養者支援のための多職種連絡会議を設置した。</p> <p>＜課題＞</p> <p>峡南圏域は、認知症及び介護を必要とする高齢者が多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ないため、チームで患者や家族をサポートする在宅医療や地域包括ケア体制の整備が必要である。</p> <p>特に、峡南在宅医療支援センターと地域包括支援センターの連携を軸とした在宅医療、地域包括ケアの一体化的な支援体制への取り組みが重要となる。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅療養者支援のための多職種連絡会議の開催（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護の連携推進を図るため、多職種による連絡会議を開催し、課題解決に向けた意見交換を行う ○ 峡南在宅医療支援センターへの支援（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・峡南在宅ドクターネットを始めとする、センター事業が円滑に実施出来るよう支援する ・支援センター運営委員会（管内福祉保健課長会議）に参加し、継続的な運営を支援する ○ 認知症支援体制づくり（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口医師、専門医療機関、町等関係機関との連携により早期支援体制の構築を図る ・医療・介護関係者の認知症対応力向上を図るため専門医との連携をより深める。 ○ 多職種人材育成研修会（2回）、在宅医療普及啓発事業（1回）の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による在宅医療チームの担い手となる人材を育成するため研修会を開催する ・1回は長寿介護課が主体となり企画し、医療・介護・予防の協働・連携を図る ・地域住民とともに在宅療養について考える機会とし、普及啓発に努める ○ 第6期介護保険事業計画実施への支援（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備に向けて、国等からの情報収集につとめ、各町の進捗状況に応じた支援を行う。 ・「地域包括ケア推進アドバイザー派遣等事業」を活用し、地域ケア会議が効果的に開催できるように支援し、必要に応じ参画する ○ 在宅患者の情報共有システム（コメット）の運用支援 ○ 所内「在宅医療・ケア推進チーム」会議を開催し、計画的に事業の推進を図る（4～5回）

全体
計画・
留意事項

- ◎町が主体的に、地域の実情に即したサービス提供体制の整備・推進することにより地域包括ケアシステム構築につなげられることをめざし、認知症も含め医療と介護の連携について重点的に取り組む。
- 在宅医療、地域包括ケアの一体的な支援体制を構築するため、各町の地域包括支援センターと連携し、峡南在宅ドクターネット等峡南在宅医療支援センターの機能が効果的に発揮できるよう支援する。
- 認知症支援体制づくりの取り組みは、地域包括ケアシステムの構築に向けての「在宅医療・ケアの推進」に含めて継続的に実施する。
- 在宅医療と地域の包括ケアの一体的な体制整備に向けて、所内で「在宅医療・ケア推進会議」を開催し、各課の情報共有、連携を強化し、計画的に推進する。

H27年度 重 点 事 業

担当課

全 所

事 業 名	災害時体制の充実
経 緯 ・ 課 題	<p>峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また高齢化が進行している地域でもあることから、災害発生時の迅速な初動対応が求められている。そのため、関係機関との連携強化を図るとともに、所内災害時対応を整備し、災害時体制の充実を図る。</p> <p>＜経 緯＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21 から管内医療機関等が参加した医療救護訓練を実施。 ・ H22 : 初のヘリコプターによる緊急搬送訓練。 ・ H23 : 県内初の入所系社会福祉施設の大規模災害時情報伝達訓練。 ・ H24 : 島根管内の県関係所属、各町防災担当との連携による情報伝達訓練。入所系社会福祉施設(土砂災害警戒区域外)災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象とした研修会の開催。 I C S の考え方を導入した所内災害時対応マニュアルの作成。 ・ H25 : EMIS 等による情報伝達訓練、所内対応マニュアル・災害時対応書の見直し。 ・ H26 : 医務課主催の県下一斉情報伝達訓練の実施。初の衛星電話使用訓練。 <p>＜課 題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師会・災害拠点病院等と連携した医療救護体制の円滑な実施が図れるよう、具体的な内容の検討が必要。 ○関係機関の EMIS 操作の向上、防災ヘリでの管外医療救護班の受け入れ、医薬品の搬送訓練が必要。 ○町の要援護者台帳非登載者に係る対応。(当該者の災害時準備の確認、町への情報提供体制) ○災害発生時に参集する自所属・他所属の職員が、誰でも行動できるアクションカードが必要。
内 容	<p>＜医療救護訓練＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医務課や他保健所と綿密に連携して、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を元に状況設定し、改訂マニュアルを検証できるような訓練を実施する。 ・ 医師会や地域災害拠点病院との連携強化を図り、災害時における役割等を共有。 <p>(訓練内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達訓練（被災状況報告、院内状況報告、医療救護班応援要請・出動要請、医薬品要請供給状況報告等） ・ 関係機関の EMIS 入力の強化、所内での EMIS 入力に対する認知度の向上。 ・ 情報伝達訓練における所内・本庁・他保健所との連携の強化。 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急搬送訓練（山梨県大規模災害時医療救護マニュアルの改正点も踏まえた訓練内容で検討） ・ 緊急搬送訓練の担当町に医療救護所を設置。 <p>＜要援護者対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定疾病医療受給者等に対する災害時準備の確認と助言、町への情報提供体制を整備。 <p>＜アクションカードの作成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模発災時に自所属の参集者が少ないとき、誰でも当所の行うべき行動がとれるアクションカードを作成し、検証のための訓練等を実施。
全 体 計 画 ・ 留 意 事 項	<p>＜医療救護訓練＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との情報伝達、緊急搬送など、課題に対応した実践的な訓練を継続して行っていく。 ○多くの職員が、災害時の各自の役割や具体的行動を理解し、災害時に迅速かつ的確な対応ができるようにする。 <p>＜要援護者対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要援護者情報の関係機関での共有を行い、支援体制を整備する。 <p>＜アクションカードの作成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アクションカードは、検証のための訓練を繰り返し行い、完成度の高いものをを目指す。 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災危機管理課の災害対策との調整。

H27年度 主要事業

担当課

福祉課

事業名	管内及び所内の災害体制の充実
経緯・課題	<p>(経緯)</p> <p>継続 所内災害時対応書の見直し H23 入所系社会福祉施設大規模災害時情報伝達訓練（医療救護訓練との連携） H24 入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象にした研修会の開催、ICSの考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成 H25 所内対応マニュアル（急性期用）の見直し。 H26 災害救助法関係事務が防災危機管理課に所管替えになった。 入所系社会福祉施設向けの研修会、町の担当者向け福祉避難所に関する研修会の実施 社会福祉施設防災カルテの更新、災害救助法の所管替えに伴う所内体制の見直し 少人数参集時に誰でも行動できるアクションカードの作成に着手</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アクションカードは、保健福祉事務所以外の職員に、医療救護・情報収集等の作業をお願いするものであるため、出来るだけ平易なものでなければならない。 ○ アクションカードに記載する業務は、必要最小限で緊急性の高いものの優先順位を付けて作成する必要がある。また、検証のための訓練を繰り返し行い完成度の高いものをを目指す必要がある。 ○ 県民センターの災害対策本部機能の中で初期参集職員に保健福事務所職員が2名指名されている。保健福祉事務所の初期災害の対応業務に支障が生じないよう調整が必要となる。 ○ 管内社会福祉施設との情報伝達体制の堅持 ○ 町との情報交換等による連携強化と、峡南地域県民センターや峡南建設事務所等の管内関係部署との連携の強化が必要である。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時の少人数参集時に誰でも行動できるアクションカードの作成・検証 ・発災直後において自所属の参集者が少なく、また自所属以外の人が参集し、その職員にも効果的に保健福祉事務所業務の支援をお願いするため、業務を知らない人が行動できるアクションカードを作成。検証のための訓練や検討を行う。 ○ 他保健福祉事務所に作成したアクションカードの素案の検証の協力依頼。
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後、3時間までのものを最初に作成。順次その後の分も追加で作成。 ○ 業務内容の重要度、必要性に基づき優先順位をつけて作成。 ○ 防災危機管理課の災害対策との調整。 ○ 今後想定される地域防災計画や医療救護マニュアルの改正内容をとりこみながら作成。 ○ アクションカードは、検証のための訓練を繰り返し行い完成度の高いものをを目指す

H27年度 主要事業

担当課

福祉課

事 業 名	峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化
経緯課題	<p><経 緯></p> <p>○H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校） 　（目的）特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等</p> <p>○H22.4～H25.3 モデル市町村（峡南5町）支援体制サポート強化事業を委託実施 　・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（峡南圏域相談支援センター運営） 　・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）、スキルアップ研修会（年1回）</p> <p>○H25 年度 峡南教育事務所とわかば支援学校ふじかわ分校（以下「ふじかわ分校」と言う。） 　と連携して事業を実施することの合意を得た。</p> <p>○H26 年度 2つの研修会を峡南教育事務所と共に開催（グループワーク・パネルディスカッション）</p> <p><課 題></p> <p>○ 対象・目的が重複している南部地区特別支援連携協議会との連携強化。</p> <p>○ 将来的には生涯を通しての支援となるが、関係機関が多く、総花的検討になりがちであるので、当面は部分的・集中的に体制整備を検討していく必要がある。</p>
内 容	<p>発達障害者支援は、生涯を通じて取組む必要があるが、障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、H26 年度から小学校までの幼児期に重点的に取組んでいく。H27 年度も継続。</p> <p>○町の支援体制整備への支援（随時） 　管内の町の自主性を求める中で、町の状況や要請に応じて支援を行なっていく。 　・府内会議等へのオブザーバー参加</p> <p>○会議（研修会）の開催 　・連携強化を目的とした会議（研修会）の開催（6月） 　・スキルアップを目的とした研修会の開催（2月）</p> <p>○他の支援機関等との連携（随時） 　・南部地区特別支援連携協議会等の圏域的会議との連携 　・峡南教育事務所との共催による会議（研修会）の実施 　・県全体会議である「発達障害者支援体制整備検討委員会」等との連携 　・峡南圏域相談支援センター等の支援機関との連携（随時）</p> <p>○発達障害児（発達が気になる子も含む。）に対する支援機関等の周知 　・管内の支援機関、つなぎ方を記載したチラシの作成、配布</p>
全体計画・留意事項	<p>○各町で生涯を通して一貫した支援が行える体制整備のための支援 　各町の担当者が一同に会する機会を作り、各町の支援体制整備の機運を醸成する。</p> <p>○関係支援機関の連携を促進するための支援 　会議・研修会等の機会を通し、連携を呼びかけていく。</p> <p>○チラシは、峡南地区で必要としている住民に効果的に届く方法の検討。</p> <p>○将来的には、町の支援体制の連携ができたところで、県として、広域的に検討すべき事項について支援を行う。 　高校・ハローワークとの連携など町段階では難しい機関との中継ぎを行っていく。 　※小児段階から成人段階まで支援機関の連携体制を段階的に整えていく。</p>

H27年度 主要事業

担当課

生活保護課

事 業 名	就労支援の充実・強化
経緯課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給者の就労による自立促進を図るため、平成17年度より、福祉事務所等と公共職業安定所との連携によって個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施してきたところであるが、厳しい雇用失業情勢の中で、生活保護受給者の増加等、生活保護受給者の就労による自立支援の更なる充実・強化が求められている。 ○ このような中、平成25年度からは新たに生活保護受給者等就労自立促進事業として、生活保護の相談・申請段階の利用者等を含めた生活困窮者を対象として実施している。平成26年度は、就労により自立した者3名を含め、14名が就労することができた。 ○ 稼働能力がある被保護者に対しては積極的な就労指導を行うとともに、指導に当たっては文書指導等による指導強化を図ることにより、早期の保護脱却を強力に進めることが重要である。 ○ ハローワークによる巡回相談が就労支援に効果を發揮していることから、峡南地域においてもハローワークによる巡回相談が開催できるよう関係機関と協議していく必要がある。 ○ 平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立相談支援事業が開始した。当該事業を円滑に進めて行くためには、同事業の受託事業者である山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と密に連携を図っていく必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所と公共職業安定所で定めている生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づき、事業実施計画の見直しを行い、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う。 ○ 6月を目途に福祉事務所で、就労能力・就労意欲を一定程度有し就労による自立の可能性が見込める者と、就労意欲が低い等の課題を有し就労意欲の喚起など特別の支援が必要な者を選定し、公共職業安定所へ就労支援対象者として要請するとともに、公共職業安定所は福祉事務所等の関係機関と連携を図り、就労支援を行う。 ○ 稼働年齢にあって傷病等を理由に就労していない被保護者については、四半期に1回程度、定期的な病状調査を実施し、就労可能と判断された者は文書指導等を視野に入れた積極的な就労指導を行う。 ○ 昭和町におけるハローワークの巡回相談は継続して実施し、被保護者に対しても引き続き同相談の積極的な活用を指導していく。 ○ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業については、県社協や町と連携を図りながら、利用者が困窮状態から早期に脱却できるよう就労支援を行っていく。
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労が可能にもかかわらず、積極的な就労活動を行わない被保護者に対しては、文書指導も視野に入れた就労指導を強化する。 ○ 定期的に福祉事務所と公共職業安定所で情報交換を行い、支援対象者について情報の共有化を図る。 ○ 島根地域管内においてもハローワークの巡回相談が実施できるよう、各町と連携しながら公共職業安定所に対して働きかけを行う。 ○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、県社協と連携を図りながら事業の円滑な執行に努めていく。

H27年度 主要事業

担当課

生活保護課

事 業 名	訪問調査活動の充実
経 緯 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事務所の管轄地域は峠南5町と昭和町であり、非常に広域にわたっている。 ○ 峠南地域は山間地で地場産業も少なく就労が困難な地域であり、過疎化・高齢化が進行している。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域となっている。 ○ 近年、景気の低迷や雇用構造の変化、非正規労働者の増加等を背景に、生活保護世帯数、保護率ともに上昇し、生活保護に関わる相談件数、申請件数とも増加傾向にある。 ○ 被保護者の課題に対応するにあたり、CWだけでは対応が難しいケースについては、所内の専門的知識を有する職員や町の保健師等と連携を図り対応していくことが必要である。 ○ 平成26年度においては、訪問計画に沿って被保護世帯の8割程度の訪問調査を実施したが、適時適切な援助を行っていくためには、被保護者世帯の状況を的確に把握し、適正な訪問格付を設定したうえで訪問計画を策定する必要がある。 ○ しかし、被保護者世帯が遠距離にある場合には、訪問時に不在であった場合の再調査が困難な場合もあるため、訪問計画に沿った訪問調査の実施について今後検討していく必要がある。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、被保護者の生活状況を十分把握したうえで、適切な訪問格付に基づき年間訪問計画を定め、訪問調査を実施し、調査結果により被保護者への援助方針の見直しを隨時行うとともに、援助方針は個々の被保護者の課題を分析し、その課題に応じた具体的なものとする。 ○ 精神疾患を持つ被保護者については、必要に応じて専門的知識を有する者を同行して訪問調査を実施する。 ○ 困難な課題や対応が難しいケースなどについては、査察指導員等の同行訪問や課内での事例検討、ケース診断会議で協議するなど組織として対応していく。 ○ 訪問調査活動においては、訪問目的を明確にした上で訪問し、その世帯の生活状況等の実態を把握する。特に、自動車の保有については「H27年度主要事業『生活保護制度の適正な執行（自動車保有の可否）』」に基づき適切に対応する。 ○ 地理上再調査が困難な被保護者については、町の担当職員による訪問など、町との連携を図りながら、適宜適正な保護の実施に努めていく。
全 体 計 画 ・ 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各CWは、策定した年間訪問計画に沿って、訪問調査活動を的確に実施する。 ○ 査察指導員は、CWが訪問調査により被保護者の生活実態を把握しているか、訪問目的が達成されているか等を審査・指導し、各CWの進行管理を行うことで、就労指導の徹底、医療扶助の適正な運営、不正受給の防止等を図り、生活保護の適正な執行につなげる。 ○ 月1回時期を決めて困難ケース等の対応、各CWが抱える問題等について課内で情報交換を行い、被保護者への対応についての共有化を図る。

H27年度 主要事業

担当課

生活保護課

事 業 名	生活保護制度の適正な執行（自動車保有の可否）
経 緯 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護制度では、資産の活用は保護の要件であり、資産には自動車も含まれている。 ○ 被保護者の自動車の保有は、地域の普及率の如何にかかわらず原則認められていないが、一定の条件のもとにおいて限定的に認められている。その理由としては、自動車の利便性もさることながら、その購入費用や処分価値が一般に大きいこと、維持費や駐車場の経費が最低生活費を圧迫しかねないこと、また、事故の場合の被保護者の負担能力に問題があること等が挙げられている。さらに、地域の低所得層の生活実態との均衡及び生活感情を考慮すれば、現時点では所有又は借用を問わず、自動車保有を原則的に容認する段階には至っていない。 ○ このような中で、当管内の生活保護受給者で自動車を保有している被保護者について、未だに保有の可否の決定がなされないまま保有が継続されている実態にある。 ○ このため、保護の実施機関として自動車保有の可否についての決定が未実施のケースに対しては、早急に検討して適正な指導を行うとともに、生活保護制度の適正な執行に努める必要がある。 <p>※ 平成26年度末現在で自動車の保有を「容認」しているケースは4件、「可否の決定が未実施」のケースは6件ある。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、「可否の決定が未実施」の6件については、使用状況等を検討する中で可否の決定を速やかに行う。 ○ 全ての生活保護受給者を対象に、改めて自動車の保有状況の実態を把握するとともに、保有している場合は各世帯における使用状況等を確認する。 ○ 被保護者ごとに自動車保有の可否について検討したうえで、事務所内のケース診断会議に諮り、保有が認められる場合には文書で正式に通知することとし、自動車の保有が認められない場合には、速やかに処分について指導していく。 ○ また、指導に従わない場合には、法第27条に基づく文書指導等を行い、改善されない場合には法第62条により保護の停廃止を検討していく。
全 体 計 画 ・ 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車の保有は、原則認められていないが、次の要件に該当する場合は認められる場合があることに留意し、自動車の保有の可否について検討を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者が通勤用に使用する場合 2 次の者が通勤用に使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等 ② 勤務先が公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者 ③ 深夜勤務等の業務に従事している者 3 障害者（児）が通院、通所及び通学に使用する場合 4 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために必要とする場合 5 事業用として使用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる場合